

石垣市自治基本条例の一部改正案に関するパブリックコメント結果

No.	ご意見箇所（条項等）	条例の改正案に関するご意見	市の考え方等
1	第1条 目的	要旨：自治基本条例第一条に「この条例は理念を示すものであり、法的な権利又は義務を直接発生させるものではない」と追記する改正案には反対です。意見の理由：自治基本条例は、自治体運営の基本原則を定める「地域自治の憲法」として位置づけられており、行政・議会・市民が自治を進める上での共通のルールです。その根本理念に「法的な権利や義務を発生させない」と明記することは、条例としての規範性を自ら否定するものであり、条例の存在意義を大きく損ないます。条例とは、本来、自治体の意思を法形式で明文化し、行政や議会が遵守すべき規範を定めるものです。もし理念を示すにとどめるのであれば、「宣言」や「基本方針」として定める方法で十分であり、わざわざ「条例」とする必要はありません。また、この文言が加えられることで、行政が条例に定められた原則や市民参加の手続きを軽視する口実となるおそれがあります。自治基本条例の本旨である「市民自治」「情報公開」「参加と協働」を実効性のある形で担保するためにも、理念にとどめず、行政と議会の行動規範として位置づけるべきです。以上の理由から、本改正案の追記には反対です。	現行の条例に「自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし」「自治の基本理念と基本原則を明らかにし」との記載があることから、この条例が規定する権利や責務は、憲法や法律に基づく直接的な権利や義務を新たに生じさせるものではなく、市政の基本的な考え方を示す条例、いわゆる「理念条例」であることを明確化する目的で追加しています。このことにより、他の個別条例や施策において、本条例の基本方針を柔軟に反映させやすくなると考えています。 なお、個別の義務等は、石垣市情報公開条例や石垣市行政手続条例など、他の個別条例等に基づいて適正に運用されますので、市民が行政に参加することを軽視することなどに繋がるものではありません。
2		第1条の改正に反対します。理由・地方自治の権限を放棄するような文言であり(追加文)、行政の責任逃れです。	
3		条例第23号第1条改正後の文言について、なおこの条例は理念を示すものであり法的な権利又は義務を直接発生させるものではない、とあるが法的な権利または義務を直接発生させる条例とはどのようなものですか？又、この文言は誰のためのものでしょうか？市民のためにあるとすればどのようなメリットがあるのか教えていただけます。	
4		第1条に「なお、この条例は理念を示すものであり、法的な権利又は義務を直接発生させるものではない」と追記したいとあります。しかし、地方自治法は、自治体が条例により地域のルールを自主的に定めることを認めています。その根拠を自ら否定する形になり、地方分権の精神にも反します。また「法的義務を発生させない」という趣旨を明記してしまうと、市は条例に定められた「説明責任」「参加の保障」などを守らなくても違法ではないという口実になる恐れがあります。なにより、市民が「条例に基づいて意見を言う権利」や「情報を求める権利」を主張しても、市側が「法的権利ではない」と退ける余地を生みだしてしまいます。審議会におかれましては、このような石垣市の改正案を絶対に認めてはいけないと強く要望します。	
5		第1条について、「なお、この条例は理念を示すものであり、法的な権利又は義務を直接発生させるものではない。」を追加する案に反対です。地方自治法第14条2項で定めるように、条例とは「義務を課し、又は権利を制限するため」に設けるものであり、それを条例で否定する意図が全くわかりません。地方自治法との整合性が取れていないほか、石垣市自治基本条例の意義を失う改悪です。	
6		石垣市自治基本条例改正案への意見 1 第1条に「なお、この条例は理念を示すものであり、法的な権利又は義務を直接発生させるものではない」という文を加える改正案に反対します。理由は以下の通りです。石垣市自治基本条例は、前文で「自治の定める規範として、石垣市自治基本条例を制定します」と謳っているように、市政にとって規範的な役割を果たすものです。この第1条も「自治の基本理念と基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務、事業者等の権利及び責務、市議会及び市長その他執行機関の責務並びに市政運営の原則を定めることにより相互に理解し合い、共に手を携えて豊かな地域社会を築くことを目的とする」と述べ、続く第2章から第6章まで、市民、事業者、議会、行政の権利と義務を定めています。第7章以降でも、市政運営のさまざまな課題について、「～するものとする」、「～ねばならない」などの表現で、権利、義務関係を記しています。具体的な手続きや罰則を定めていないという意味では、法的な権利、義務を「直接」発生させるものではないかもしれません、それれをことさらに強調する必要性は感じられず、ややもすればこの条例の規範性そのものを否定しているかのように受け取られる恐れもあるので、不要と思います	

No.	ご意見箇所（条項等）	条例の改正案に関するご意見	市の考え方等
7		<p>この度の石垣市自治基本条例の改正案、特に「市民」の定義を変更する点について、強い不安と疑問があります。「市民」の定義を変更することによって、将来的に介護や福祉をはじめとする行政サービスの対象者や施策のあり方が間接的に変わってしまうのではないかと危惧しています。実際には、石垣市に住所がなくても、市内で働き、学び、活動している多くの関係者がいます。自治基本条例は「市政運営の最高規範」であるため、この定義の変更は、将来的に市が独自のサービスなどを検討する際、こうした多様な「石垣市に関わる人々」のニーズや意見が市政に反映されにくくなる事態を招きかねません。次に、この重要な定義を変更するにあたり、市民への説明が不十分であると感じています。「市民」の定義は、その自治体がどのようなまちを目指すかという基本理念に関わるものであり、時代の変化に応じて容易に変更して良い性質のものではありません。石垣市は以前、働く人や活動する人も含む広範な定義を採用していた経緯があります。今回、なぜその考え方を改めて住んでいる人に限定する必要があるのか、以前の判断が適切でなかったということになるのか、市役所は市民に対し、変更の根拠と目的を明確に説明する責任があると考えます。以上の理由から、この度の改正案については、性急に手続きを進めるのではなく、改めて市民との対話の機会を設け、丁寧な説明と慎重な検討を実施していただくことを強く要望いたします。</p>	
8	第2条 用語の定義 (市民の定義)	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1)市民 市内に住所を有する人をいう。(1)市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。石垣市に住所をが無くても一時的に住んでいるだけで、短期的なアルバイト、政治的な活動家、反社会的な活動家なども含まれる可能性が大いにあり、絶対に反対である。この条例案が出た当時この部分の問題を指摘し、削られたようだがなぜまた蒸し返されるのか？いわゆる選挙権のない極左活動家のしつこい工作の作為を感じざるを得ない、なぜ今この改正案が出たのかその経緯を明らかにして表にさらすべきだ。民意は選挙で示せばよい！</p>	第1条で理念条例であることを明確化したうえで、石垣市に関わる様々な人が市民として参加できることを示すことは、まちづくりなどに広く市民の参加を促すことに繋がると考えています。
9		<p>市民の定義「市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人」は、現行の「市内に住所を有する人」に戻されています。前のものは、市民と行政が大変な時間をかけて何度も議論をして作成したものでしたが、簡単に改正されてしまいました。それをまたもとに戻すというのなら、なぜ改正したのか、そしてなぜまた戻すのかを広く時間をかけて市民に説明する必要があります。必ず市民が理解・納得するまで説明会を開いてください。そのような説明も行われないまま、透明性が皆無な中、パブリックコメントを実施し、一部の関係者のみでこの改正案を進めるのは極めて乱暴です。やめてください。もっと多くの市民を入れた中で議論を尽くしてください。</p>	
10		第2条1項の市民の定義は、改定案は不要どころか不正な者の参加が可能になるので、追加してはいけないと考えます。	
11		第2条における市民の定義を「市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人」とする改正案には全面的に賛成します。	

No.	ご意見箇所（条項等）	条例の改正案に関するご意見	市の考え方等
12	第27条 住民投票 (削除) 第28条 住民投票の請求及び 発議 (削除)	前回削除された(旧27条・28条)の復活を求めます。(住民投票)行政に対して、市民が直接決めたいと思う時、議会で賛否を問うのではなく、市民の意志で決める権利を奪わないでください。	地方自治法第74条に、有権者の50分の1の署名で住民投票に関する条例の制定または改廃の請求をすると規定されています。本条例で必要な署名の数を有権者の4分の1以上に増やす必要はないと考えています。 また、市民が選んだ議会で決議を行うことは、市民の意志を尊重する仕組みであり、意思決定の権利を奪うものではないと考えています。
13		住民投票の復活が提案されていないのはなぜでしょうか。石垣市は、市役所庁舎建設位置を自治基本条例に基づく住民投票によって決定しました。まちづくりの重要課題について住民投票の実施方法を定めた規定は復活させてほしいと考えます。	
14		新聞報道で審議会事務局から、住民投票について、1/50の署名で住民投票を請求できるので1/4にハードルをあげる必要なしと発言されているが、先の住民投票請求で1/4でも出来なかったのに1/50で出来るとは到底思えない。市民の声が反映される街づくりの為の自治基本条例であるべき	
15		現在の改正案には含まれていませんが、間接民主主義を補う直接民主主義的な要素を持つことで市民自治をより強めるために、行政や議会の意向に関わらず市民が意思表明できる住民投票制度を定める条項を再度設けることを強く希望します。	
16		重要な課題については住民が意思表示できるように、住民投票に関する取り決めをぜひ入れてほしい。	
17	第31条 地産地消の推進	第31条 新鮮な農水産物を何故削除したのでしょうか？海も畑も身近な石垣島は市民も新鮮な食材が手に入りやすい特色があると言えるのにそれをなぜ外したのか？	「新鮮な」の削除は、林産物を追加した際に、林産物には「新鮮」という表現がなじまないことから、整合性を図る目的で表現を整理したものです。 また、農林水産物以外の事項については、他の条項に「島の特性」「郷土の歴史」「独自の伝統文化」などと記載しています。
18		第31条「地産地消の推進」について 現行の改正案では、地産地消の対象が主として農林水産物に限られており、地産地消の意義が「安心・安全な地域食材の消費促進」にとどまっているように見受けられます。しかし、石垣市の地域経済や文化の実態を踏まえると、一次産業に加えて、加工・流通・工芸・観光など、地域資源を活かした幅広い産業が密接に関わっています。これらを含めた「地域内循環型の経済・文化構造」として地産地消を位置づけることが、持続可能な地域づくりの理念によりふさわしいと考えます。また、「新鮮」という文言が削除された背景には、林業の追加など文言上の整理があると思われますが、地域の生活感や生産者と消費者のつながりを象徴する言葉もあります。可能であれば、地域の温かみや実感を表すような表現を工夫していただけだと、条例の理念がより市民に伝わりやすくなると考えます。	
19		第31条の「農水産物」を「農林水産物」とする改正案にも賛成です。	